

災害時における放送等に関する協定

平成25年10月1日

富士見市
株式会社ジェイコムさいたま

災害時における放送等に関する協定

富士見市(以下「甲」という。)と株式会社ジェイコムさいたま(以下「乙」という。)とは、災害及び防災に関する情報(以下「災害情報」という。)の放送等に関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、富士見市の区域内で災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。

(災害情報の提供及び要請)

第2条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

(要請の手続き)

第3条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム関東メディアセンターに要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 依頼する放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

2 要請は、災害情報放送要請書(第1号様式)により、メール及びファックスを用いて行うものとする。ただし、これにより難しい場合は口頭、電話等にて要請し、事後速やかに、災害情報放送要請書を提出するものとする。

(災害情報の放送)

第4条 乙は、第2条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

(情報の活用)

第5条 甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報（コミュニティ情報、施設情報等）及び第2条で乙に要請した情報について、緊急性の如何にかかわらず乙は、自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。

(協力体制の整備)

第6条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、平成25年10月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成25年10月1日

甲 埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1
富士見市
富士見市長 星野信吾（直筆）

乙 埼玉県さいたま市浦和区常盤10丁目4番1号
株式会社ジェイコムさいたま
代表取締役社長 氏本祐介（直筆）